7　構成会社等が第三十八条の二十八第十三項に規定する構成会社等に該当する場合において、同項に規定する特定取戻繰延税金負債を同項第一号又は第二号に定める方法により算出するときにおける同項に規定する移転の日を含む対象会計年度以後の各対象会計年度に係る取戻繰延税金負債は、第二項第一号イ及び第二号イ中「移行対象会計年度以後の五対象会計年度のいずれかである場合には、零」とあるのを「第三十八条の二十八第十三項に規定する移転の日を含む対象会計年度以後の五対象会計年度のいずれかである場合には零とし、当該判定対象会計年度が同日を含む対象会計年度の五対象会計年度後の対象会計年度である場合には当該残額から同項に規定する加入前繰延税金負債を控除した残額とする。」と読み替えた場合における当該取戻繰延税金負債とする。

第三十八条の三十二に次の一項を加える。

10　令第百五十五条の三十九（繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の四十第二項第三号の規定により再計算国別調整後対象租税額から控除された金額がある場合における令第百五十五条の三十九の規定の適用については、同条の規定により同条各号に定める金額の合計額から除かれる金額は、同条の規定にかかわらず、当該再計算国別調整後対象租税額から控除された金額とする。

第三十八条の三十三第三項第一号中「同項」を「同条第二項第二号」に改め、同項第二号イ中「第百五十五条の四十一第一項」を「第百五十五条の四十一第二項第三号」に改める。

第三十八条の三十五第一項第一号中「当期純損益金額」を「調整後対象租税額」に改め、同項第二号イからリまで以外の部分を次のように改める。

取戻繰延税金負債に相当する金額（次に掲げる金額に係る部分の金額及び所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属しないこととなつた無国籍構成会社等に係る金額を除く。）

第三十八条の三十五第四項中「第百五十五条の四十四第四項に」を「第百五十五条の四十四第五項第二号に」に改め、「（調整後対象租税額の計算）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「（同項の」を「（法第八十二条の三第二項第四号（国際最低課税額）の」に、「より同項の対象会計年度」を「より令第百五十五条の四十四第二項の過去対象会計年度」に、「再計算調整後対象租税額（同項に規定する再計算調整後対象租税額をいう。第一号において同じ。）」を「調整後対象租税額」に改め、「もの」の下に「（同項の規定によりその開始した対象会計年度において同項に規定する再計算調整後対象租税額から控除された金額がある場合には、当該金額）」を加え、同項第一号中「第百五十五条の四十四第二項」を「第百五十五条の四十四第三項」に、「が零」を「（同条第二項に規定する再計算調整後対象租税額をいう。次項において同じ。）が零」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第二項第六号（国際最低課税額）に定める」を「第八十二条の三第二項第六号ハに掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　令第百五十五条の四十三（繰越控除の対象となる無国籍構成会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の四十四第二項の規定により再計算調整後対象租税額から控除された金額がある場合における令第百五十五条の四十三の規定の適用については、同条の規定により同条各号に定める金額の合計額から除かれる金額は、同条の規定にかかわらず、当該再計算調整後対象租税額から控除された金額とする。

第三十八条の三十五第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十八条の三十二第二項から第七項まで（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は、前項第二号に規定する取戻繰延税金負債について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第三十八条の三十五第一項第二号（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）」と、同条第五項中「第一項第二号イ」とあるのは「第三十八条の三十五第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

第三十八条の三十七第一項中「第三十八条の三十二第一項（に）を「第三十八条の三十二第一項から第七項まで（に）に、「第三十八条の三十二第二項」を「第三十八条の三十二第八項」に、「第三十八条の三十二第三項」を「第三十八条の三十二第九項」に、「同条第三項第二号」を「同条第九項中「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)」と、同項第二号」に、「第八十二条の二第二項第三号」を「第八十二条の三第二項第三号ハ」に、「第八十二条の二第四項第三号」を「第八十二条の三第四項第三号ハ」に改め、同条第二項中「の規定の」を「において準用する令第百五十五条の四十一第一項の規定の」に、「同条第一項」を「令第百五十五条の四十八第一項」に、「及び令第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十一第一項の規定の」に、「同条第一項」を「令第百五十五条の四十八第一項」に、「及び令第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十一第一項の規定の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十八条の三十二第十項の規定は、令第百五十五条の四十七（繰越控除の対象となる共同支配会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度における令第百五十五条の四十七の規定の適用について準用する。

第三十八条の三十九第一項中「第三十八条の三十五第一項（に）を「第三十八条の三十五第二項（に）に、「第三十八条の三十五第三項」を「第三十八条の三十五第四項」に、「同条第三項第二号」を「同条第二項中「第三十八条の三十五第一項第二号（に）とあるのは「第三十八条の三十九第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する第三十八条の三十五第一項第二号イ」とあるのは「第三十八条の三十九第一項において準用する第三十八条の三十五第一項第二号イ」と、同条第四項中「第八十二条の三第四項第四号」とあるのは「第八十二条の三第四項第四号」と、同項第二号」に、「第八十二条の二第二項第六号」を「第八十二条の三第二項第六号ハ」に、「第八十二条の二第四項第六号」を「第八十二条の三第四項第六号ハ」に改め、同条第二項中「第三十八条の三十五第四項」を「第三十八条の三十五第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十八条の三十五第五項の規定は、令第百五十五条の五十（繰越控除の対象となる無国籍共同支配会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の五十一第一項において準用する令第百五十五条の四十四第二項の規定により同項に規定する再計算調整後対象租税額から控除された金額がある場合における令第百五十五条の五十の規定の適用について準用する。

第三十八条の四十第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等（に）を「グループ国際最低課税額等報告事項等（に、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に、「及び第三項において同じ。）の」を「において同じ。）の」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等に」を「グループ国際最低課税額等報告事項等に」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に改め、同項第一号中「の当該対象会計年度以後」を削り、「以後の各対象会計年度に係る令」を「に係る令」に改め、同項第二号中「当該対象会計年度以後の各対象会計年度（に）を「各対象会計年度（に）に、「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に改め、「及び次項」を削り、「以後の各対象会計年度の当該」を「の当該」に、「に当該構成会社等及び当該」を「に当該特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等及び当該構成会社等の所在地国を所在地国とする」に、「合計額（に）を「合計額から」に、「があ